

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七五号)(衆議

院送付)要旨

本法律案は、最近における国と民間企業との間の人事交流の状況にかんがみ、交流採用の拡大を図るため、交流採用をする者について交流元企業との雇用関係を一定の要件の下に継続することができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、交流採用の対象として、民間企業に現に雇用されている者であつて、この法律の規定により当該雇用関係を継続することができるものを加える。

二、民間企業に現に雇用されている者の交流採用に当たっては、任命権者は、当該民間企業との間で任期中における雇用及び任期が満了した場合における雇用に関する取決めを締結しておかなければならないこととし、当該取決めにおいては、任期中における雇用に基づき、原則として、賃金の支払その他の給付を行うことを内容として定めてはならないこととする。

三、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。